

広報

# まつもと

2023年1月

No.1404



# 子どもが主人公

## ～多様性・創造性・主体性を育む学び～

●問い合わせ 秘書広報室（本庁舎2階 ☎34-3271 📠35-2030）

松本市では、昨年2月に、教育大綱「子どもが主人公 学都松本のシンカ」を策定し、多様性・創造性・主体性を育む学びの重点施策に取り組んでいます。2023新春にあたり、松本市教育顧問の荒井英治郎氏をナビゲーターに、臥雲松本市長が今後の展望について語りました。

### 「子どもが主人公 学都松本のシンカ」に込めた思い

荒井：教育大綱「子どもが主人公 学都松本のシンカ」に込めた、市長の思いをお聞かせください。


市長：私は市長になる前から、日本の教育について、「子どもが主人公」という本来で言うところのことが当たり前になっていないと感じていました。これは、ぜひ松本の教育の旗印にしていきたい。「子どもが主人公」であるということは、実は親にとっても、地域社会で暮らしている人にとっても、非常に嬉しいこと、喜びを感じることを、ある年齢以下の子どもたちだけのことではないということ、皆さんにもわかっていただければと思います。

明治初期に地方都市松本で開智学校をいち早く開校させた先人の方々の進取の気性が、「学都」という言葉に込められていると思います。ただ、これがどこか過去のものになってしまっていないか、歴史や伝統は非常に誇らしいものであるけれど、いまの松本の教育環境は、果たして皆さんから共感してもらえるものだろうかという思いがありました。現状維持ではいけないだろう。もっと未来に向けて「シンカ」していくことが、松本の教育を考えるときには必要だと思います。

市長の新春あいさつ動画はこちら

### — も く じ —

|                                       |    |
|---------------------------------------|----|
| 新春市長特別インタビュー                          | 2  |
| 松本市議会議長新年のごあいさつ                       | 5  |
| 分散型市役所の姿                              | 6  |
| 松本市公式LINE                             | 10 |
| 新型コロナワクチン接種情報、ジェネリック医薬品               | 11 |
| 水道事業100周年                             | 12 |
| 申告受け付けが始まります                          | 14 |
| 電力等価格高騰緊急支援金、生活困窮世帯緊急支援金、貨物運送事業者への支援金 | 16 |
| プラスチックごみの分別                           | 18 |
| 情報チャンネル                               | 19 |
| 2月の相談日                                | 27 |
| まつもとマイナポイント 他                         | 28 |

 インタビューの動画（ショートとロングバージョン）はこちら



市長の新春あいさつ動画はこちら



### あらいえいじろう 荒井英治郎氏 プロフィール

信州大学教職支援センター准教授。教育行政学・教育経営学・教育法学を専攻。長野県教育委員会「不登校児童生徒等の学びの継続支援に関する懇談会」会長など、審議会に多数参画。令和4年4月から松本市教育顧問に就任し、専門的な知見による教育政策の推進に尽力いただいている。





## 多様性・創造性・主体性を育む学び

**荒井：**感染症の拡大を受けて、これからの時代に求められる資質や能力、市長が大事にしていきたいものは何でしょうか。

**市長：**学びの視点として、私は、多様性・創造性・主体性の3つを、松本で大切にしていきたいと思えます。予測困難で必ずしも解答が既にあるということではない時代に、子どもたちが生きていく。そのための力が、この3つの言葉に凝縮されると思っています。いま何が問題なのか、問いを自ら立てて、チャレンジをしていく。しかも1人で答えにたどり着けない難しい問題が多々あるとすれば、協調性やコミュニケーション能力、そうしたものが身に付いていないと、これから子どもたちが生きて、豊かで幸せに暮らしていくことにつながっていかないと考えます。非認知能力というテストで数値化することが難しいような個性や能力というものを、松本の子どもたちに備えていってもらい、そういう教育をぜひ皆さんと共に作っていきたく思います。

**荒井：**「情動」といわれるような、心を動かされる、動かしていくコミュニケーションなど、さまざまな体験が重要だといわれていますね。



## 子どもを誰一人取り残すことのないシステムの構築

**荒井：**大綱の重点の一つ「子どもを誰一人取り残すことのないシステムの構築」については、どのようなことをイメージされていますか。

**市長：**発達障害をはじめとした特別な支援が必要な子どもたちが非常に増えていることや、もっとト



タルで力強い支援が行えれば、プラスの学びを誰一人取り残さず展開できることから、10年以上前に設置した「あるぷキッズ支援室」をもっとしっかりしたものに格上げし、切れ

目のない支援の受け皿を作っていこうと検討をしています。仮称ですが、「松本市インクルーシブセンター」という誰一人取り残さない支援の中心となる組織をもう一度きちんと整備していきたいと思っています。医療的サポートができる体制や、保育士や先生たちの子どもたちへのサポート研修など、さまざまな専門家の皆さんに集まってもらえる形で作っていただければと思います。

**荒井：**行政が行う切れ目のない支援として、包摂しながら温かみのある専門的な支援が非常に重要になってくると思います。



## 個性を伸ばす特色ある教育

**荒井：**学校に対しては個性化がなかなか進まないという批判もあります。各学校に応じた個性的な取り組みを進めることについてのお考えはいかがですか。

**市長：**個性を伸ばす教育や子どもたち一人ひとりに合った学びの環境は、松本のような地方都市において、特に小中学校でそうした選択肢は、当然そう多くありません。経済力や家庭環境に関わらず、個性を伸ばす、個性に沿った学びを誰もが受けられることが、本来、教育に必要なことで、公立の学校がそうしたものになっていけるかどうか、いま問われているんだと思います。学校教育の多様化に取り組み、公立の学校で個性を伸ばす教育を、松本市が率先してやっていきたいと思っています。

そのために、松本の小中学校の中で主体性のある取り組みによって特色を出していきたい学校に手を挙げてもらう。さまざまな支援を松本市教育委員会が行って、「子どもが主人公」、多様性・創造性・主体性を育む学びを推し進めるリーディングスクールをスタートさせ、学びの選択肢を広げていくことに取り組んでいきます。

**荒井：**具体的に応援したい取り組みはありますか。

**市長：**具体的なイメージもありますが、校長先生、学校の先生たち、子どもたちや保護者の皆さんが、こういう学校にしたいと言ったときに、できるだけ自由にそうした取り組みができる環境を整えることが、



私の仕事だと思っています。先生の人件費や人事配置は県の権限で制約がありますが、できる限りその学校の目指すことを実現していく人材の配置や費用を賄うこと。さらに、専門家のアドバイスを聞いたり、先進的な私立学校と交流したり、そうした

ことを主体性を持って行っていこうという学校に手を挙げてもらい、しっかりとサポートしていきたいと思っています。



### 少人数や異年齢を活かす就学の選択肢

**荒井：**コロナ禍で「地方の時代」ともいわれるようになって、個性あふれる地方の教育の取り組みに市外の方も関心を持ち始めています。松本市において、教育移住などのお考えはありますか。

**市長：**松本にとって大きなチャンスだと思っています。どうやって働くか以上に、どこで暮らすか、どこで生きていくかということの優先順位が上がってきた。どこで子どもを育てるかも一体で、そうした選択を一人ひとりが問い直しています。

そのときに、公教育の多様化によって、都会の私立学校が先駆けているようなことができる状況を、まずは作る。中でも過疎地にある学校は、なかなか社会経験を積めないとか、少人数のデメリットとか、情報や知識を身につけるハンディキャップというネガティブな方向に行きがちだったところを、今この価値を逆に持っていけるような環境が整いつつあります。安曇地区、奈川地区、四賀地区のように、恵まれた自然、落ち着いた学習環境、少人数だからこそ異年齢でいろいろな学びや遊びや体験ができる。

ぜひ小規模特認校制度を活用して、いろいろな子どもたちにそういう学校に通ってもらえるようにしたいと思っています。今年度から始めた安曇小中学校だけではなく、ぜひ、来年度以降、地元の皆さんともしっかりと意見交換をしながら広げていければと思っています。

もう1つは、国内短期留学に近い、区域外に就学できる制度をもう少し前向きに捉えて、積極的に活用し、市外からの子どもたちを一時的にでも、まず学校に通ってもらえるようにする。地元の方からも要望をいただいた安曇地区で実現に向けて取り組んでいけたらと思っています。



### 遊びや体験を大切にした幼児期と小中学校の学びの連携

**荒井：**乳幼児期の教育と義務教育との関係、特に、学校間や保育施設等との連携について、どのようにお考えでしょうか。

**市長：**小学校に通う前と通い始めてからの段階が途切れてしまわないように、もっとシームレスにつながる状況が好ましいと思います。特に、就学前までの幼児教育の大切さは、さまざまな研究結果として指摘されていますし、小中学校と保育園・幼稚園が一体的な取り組みをできるように、1つの仕組みとして作ってほしいと思います。

そのために、可能であるならば、保育園・幼稚園と小学校が同じ場所にあることが望ましい。幼保小中一貫の学びというものを、松本の教育・学びの1つの特色にしていけたらと考え、これもどこかでモデルとなるような保育園と小学校の一体化というものを実現していきたいと思っています。

**荒井：**今まで学校段階で「分ける」ということが多かった中で、異年齢の他者と触れ合い「まぜる」学びは、大きな可能性を秘めています。あるべき学びのあり方を関係者で対話しながら追求していただけたらと思います。



### 2023年の抱負

**荒井：**最後に今後の意気込みをお聞かせください。

**市長：**今年は無年です。耳が長いですね。まずはいろんな方々がこう思う、もっとこうしたらという話をしていただけるようにして、それをちゃんと聞くこと。特に教育に関しては、皆さん考えを持っておられますので、そうしたことをしっかりと聞く年にしたいなと思います。その上で、「子どもが主人公」、多様性・創造性・主体性を育む学びを、松本に定着、発展させていく、その飛躍の年にしたいと思っています。  
**荒井：**教育分野ではさまざまな当事者と対話をしていくことがとても大事になってきます。ありがとうございました。



# 新年のごあいさつ

松本市議会議員 芝山 稔



明けましておめでとうございます。謹んで新春のお慶びを申し上げます。市民の皆さまには、日頃から市議会に対しまして、ご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、去年は、数十年から百年に一度ともいわれる、激しく厳しい不安の多い1年となりました。令和4年2月に始まったロシアによるウクライナ侵略は、世界情勢の不安定化や物価・燃料費の高騰を招き、世界中の人々の暮らしに大きな影響を与えています。市議会では、「ロシアによるウクライナ侵略に対して強く非難する決議」を全会一致で可決いたしました。一刻も早い終結を願っています。

かけがえない命と人々の暮らしに思いを致し、多様な意見に耳を傾けること。相手を思いやり、尊重すること。話し合い、折り合いながら平和裏に合意を図るプロセスを積み重ねること。つまり、民主主義を大切に守り育てていくことが求められていると、改めて、強く思う1年でありました。

一方で、去年は、3年に及ぶコロナ禍を乗り越える明るい兆しも感じることができました。松本ぼんぼんやセイジ・オザワ 松本フェスティバル、松本マラソンなどのイベントが3年ぶりに開催され、松本城や上高地などの市内観光地も多くの皆さまでにぎわい、笑顔があふれました。ウィズコロナの中で、安全・安心な社会・経済活動のためにご尽力をいただいた全ての方々に心から感謝を申し上げます。

市議会でも、行政視察を現地で行うことを再開し、また、町会連合会や高校生との意見交換会を実際にお会いして行うことができました。今後も、現場をしっかりと見て、次代を担う若者や多様な市民の皆さまのお声をお聞きして、よりよい松本市政につながる議会活動を展開してまいります。

そして、新型コロナウイルス感染症、物価高騰などの課題を克服し、子どもから高齢者の皆さままで市民一人ひとりが安全に、安心して、より豊かに暮らせるよう、議論を尽くしながら、市の意思決定機関としての役割を果たしてまいりますので、皆さまの更なるご支援を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本年が、市民の皆さまにとりまして幸多く、ますます発展される年となりますようお祈りいたしまして、新春のごあいさつとさせていただきます。

YouTubeで、あいさつの動画を配信します(1月1日予定)▶▶▶



**本会議  
ライブ中継・  
録画配信**

市議会本会議や臨時会の様子をご覧いただけます。



**まつもと市議会だより  
デジタル配信中**

アプリ「カタログポケット」で配信中。『広報まつもと』なども読むことができます。



●問い合わせ 議会事務局 (東庁舎3階) ☎34-3210 📠34-9811

# さらなる市民サービスの向上と松本の「シンカ」を実現する「分散型市役所の姿」

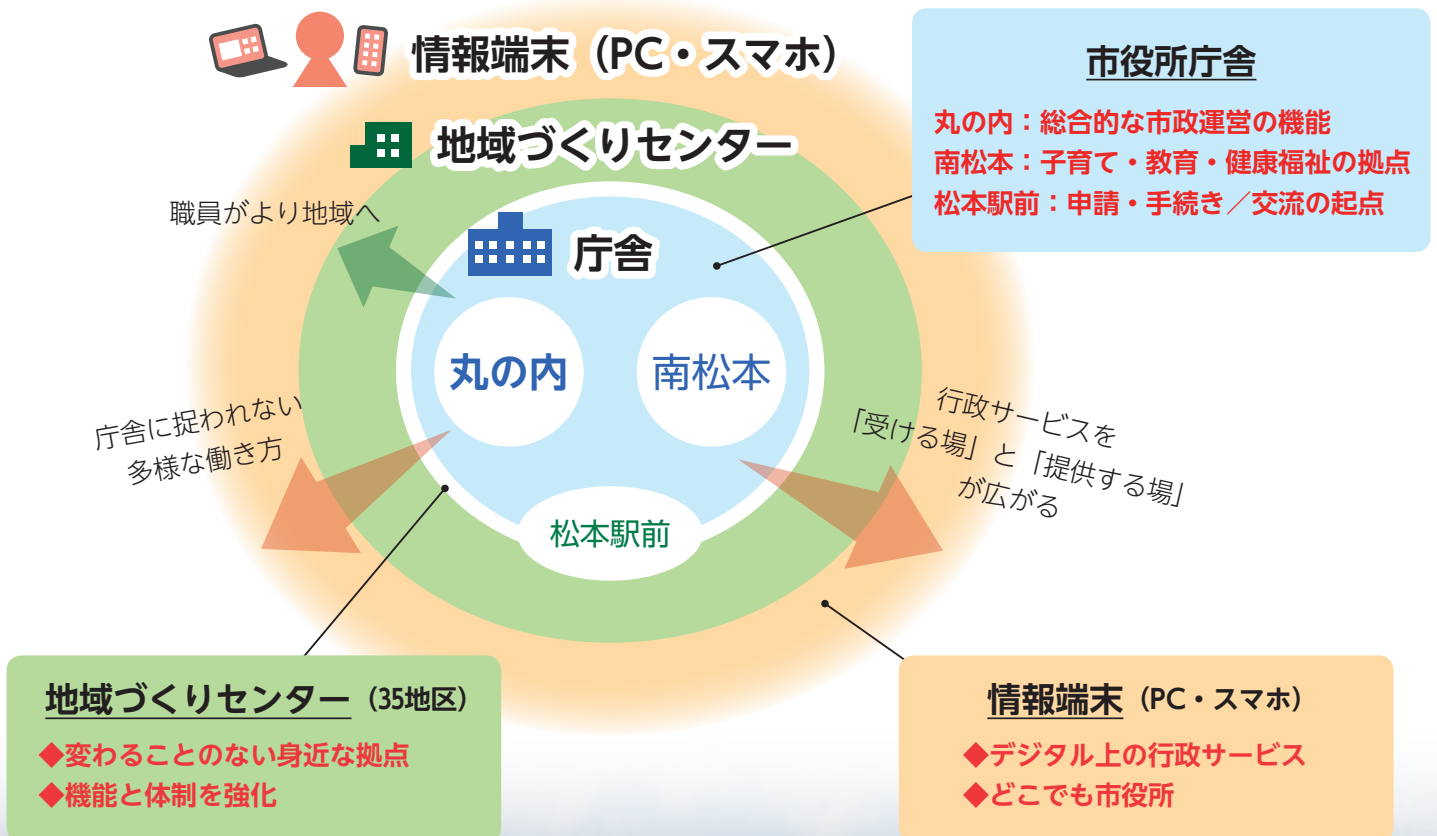
●問い合わせ 総合戦略室（本庁舎 2階 ☎34-3274 📠35-2030）

松本市が目指す分散型市役所の具体的なイメージや考え方を「分散型市役所の姿」として整理し、昨年末に改めて市議会で協議しました。その結果、継続協議と集約され、引き続き検討を進めていくことになりました。松本市が示した「分散型市役所の姿」をわかりやすく説明します。市民の皆さん、ご意見をお寄せください。

「市役所とは何か」。市役所の役割は、さまざまな行政サービスを提供して市民の生活を支えることにあり、市役所の庁舎は、その行政サービスを提供するための拠点です。同時に、重要な都市機能の1つとして、まちづくりの一翼を担います。庁舎の建替えは、さらなる市民サービスの向上、まちづくりと連動した新たな魅力の創出、その双方につなげていく必要があります。

これから未来に向けた行政サービスは、できるだけ本庁舎に足を運ばずに、利便性の高い場所やオンラインの手続きで提供することが求められます。それを可能にするのが、急速なDX・デジタル化の進展です。これまで非効率とされていた「分散」が非効率でなくなり、効率的な手段に変わっていくと考えます。

分散型市役所は、こうした考え方の下に、丸の内と南松本に配置する2つの市役所庁舎を軸に、市内各所の地域づくりセンター、情報端末（デジタル領域）の3層構造で、よりきめ細かく質の高い行政サービスを提供していきます。



分散型市役所は、デジタル市役所の実現を前提として、デジタルの恩恵を最大限に活用することで、さらなる市民サービスの向上と松本の「シンカ」を実現する構想です。

一方、子育てや福祉の分野は、デジタル化が進む将来においても、対面による相談が不可欠であり、支援には多機関の協働が必要になります。そうしたことを踏まえ、福祉拠点施設が集積し、人口の重心に近く、交通網の整備が進んでいく南松本に、保健所をはじめ「子育て・教育・健康福祉」に関わる行政機能を一体的に配置します。

## 地域づくりセンター 変わることはない身近な拠点として、機能と体制を強化

分散型市役所の中心的な役割を担うのが地域づくりセンターです。最も身近な拠点として市民の暮らしを支え、地域の活動を支援するため、抜本的に機能と体制を強化します。

- オンライン窓口により、これまで市役所本庁舎に行かなければできなかった専門的な相談が、地域づくりセンターを始めどの窓口でも可能になり、市内均一のサービスが受けられるようになります。
- 地域づくりセンターの窓口は身近な困りごとの相談の場として、職員は地域の課題解決に注力できるようになり、これまで以上に住民自治を支援します。

### 地域づくりセンター (35地区)

#### ◆窓口はオンライン窓口へ

- セキュリティに配慮したブースや、大型ディスプレイ等で対面と遜色のない相談環境を実現
- どの窓口でも、あらゆる相談に、専門知識を持つ担当職員が対応（サービスレベルの均一化）

#### ◆住民自治支援機能に特化

- センターの職員は、地域の課題に注力し、地域の活動を支援。それぞれの特色を生かしたまちづくりを推進

現在

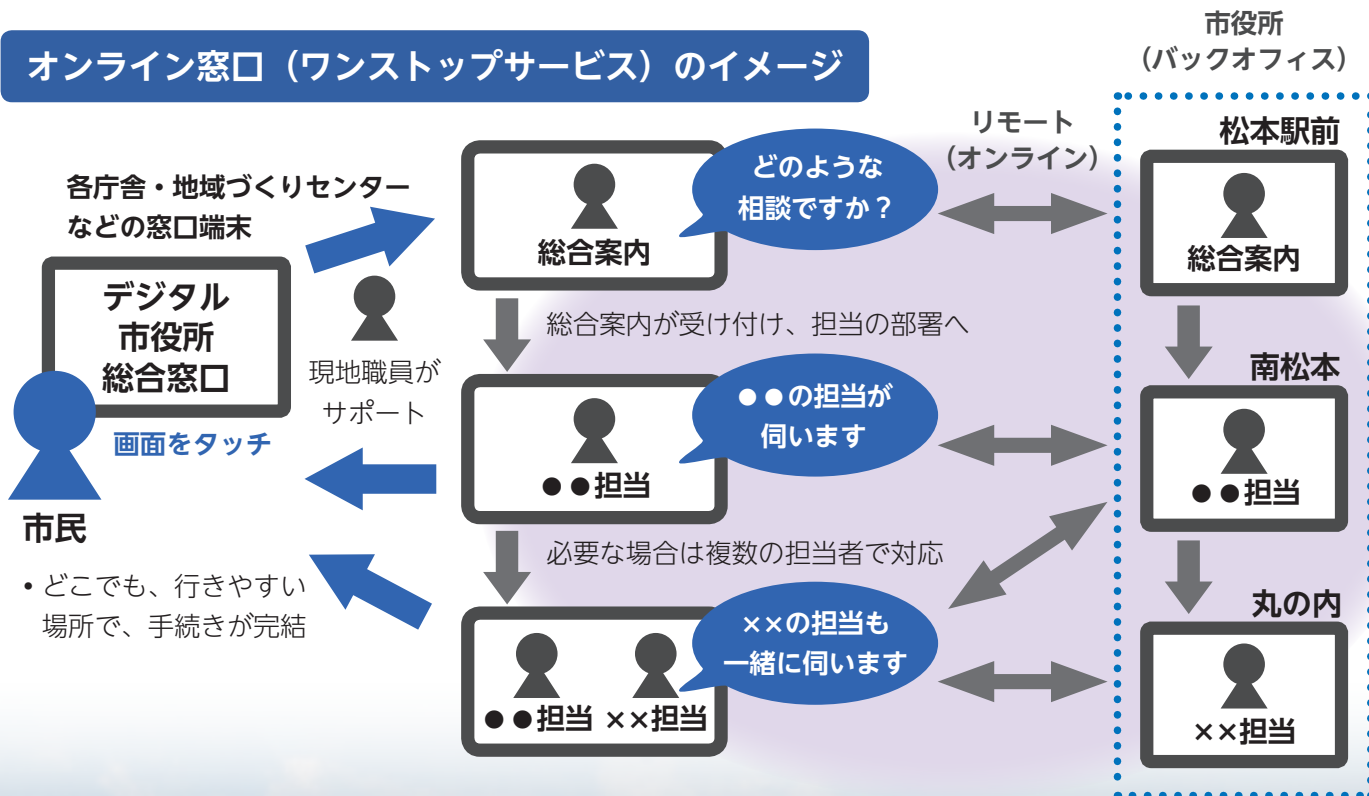
### 地域づくりセンター

35地区

- 身近な拠点で地域活動を支援
- 一部、証明発行などに対応
- 専門性の高いものは本庁対応

地域づくりセンターも含め、デジタルを最大限に活用して行政事務の効率化を図り、職員は地域や現場に出向き「フェイス・トゥ・フェイス」、対面での相談や支援を充実させていきます。

## オンライン窓口（ワンストップサービス）のイメージ



### ここが便利！ワンストップサービス

- ① どの窓口に行っても、移動することなく1カ所で、あらゆる手続きや相談が可能になります。
- ② どの、どの窓口でも、あらゆる相談に、専門知識を持つ担当職員が対応することで、均一なサービスを受けることができます。
- ③ セキュリティに配慮したブースや、大型ディスプレイ等により、対面と遜色のない環境で相談できます。
- ④ 現地の職員がサポートすることで、誰でも不安なく利用できます。

## 市役所庁舎

## 行政機能を市内適所に再配置し、まちづくりと連動

現在は丸の内に一極集中している行政機能を、分散型市役所では、まちづくりと連動させて、丸の内・南松本・松本駅前にも再配置することにより、市民の皆さんの利便性向上とまちのにぎわい創出、そして松本の「シンカ」を実現します。

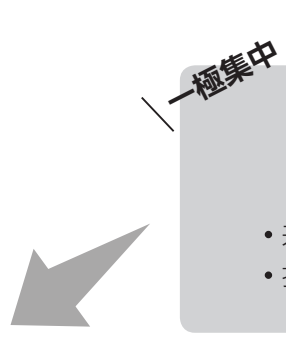
### 分散型市役所

### 現在

#### 市役所庁舎

##### 丸の内

- 来庁→書面・対面で手続き
- 担当部署の窓口へ移動



### 丸の内

#### 松本城を中心としたまちづくり 官民連携による政策形成

##### 【エリアの特性】

##### 政治・経済・文化の中心 (官庁・金融・商業)

松本市役所、国宝松本城、商業・業務地

##### 【エリアで進める事業】

- ◆ 外堀大通りの整備
- ◆ 松本城三の丸エリアビジョンの推進
- ◆ 松本城南・西外堀の復元
- ◆ 都市計画道路の見直し

##### 【事業と連動した行政機能の再配置】

古からの政治・経済・文化の中心である丸の内に、引き続き総合的な市政運営に関わる行政機能を配置します。

- 議会・政策形成の拠点
- 危機管理、防災機能を強化
- 新たな魅力とにぎわいの創出

### 南松本

#### 対面による相談や支援 多機関と連携した重層的支援

##### 【エリアの特性】

##### 人口の重心／福祉拠点施設が集積地

南松本駅、松本市総合社会福祉センター、なんぷくプラザ

##### 【エリアで進める事業】

- ◆ 未利用市有地の活用
- ◆ 南松本駅周辺の道路整備
- ◆ 重層的支援体制の構築
- ◆ あるぷキッズ支援事業の拡充
- ◆ 第2段階の保健所設置

##### 保健所

##### 【事業と連動した行政機能の再配置】

人口の重心に近く、交通網の整備が進む南松本に、子育て・教育・健康福祉に関わる行政機能を配置します。

- 保健所をはじめ、関連する行政機能の一体的配置
- 市民の利便性向上

### 松本駅前

#### 申請・手続き／人流と交流の起点

##### 【エリアの特性】

##### 交通結節点

松本駅、駅前広場、松本バスターミナル

##### 【エリアで進める事業】

- ◆ まつもと公設民営バスの運行
- ◆ 松本駅周辺の交通ターミナル機能強化
- ◆ 利便性の高い場所への図書館設置

##### 【事業と連動した行政機能の再配置】

交通結節点である松本駅前に、申請・手続きの窓口等、市民の利便性向上につながる行政機能を配置します。

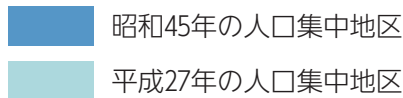
- 申請・手続きの主たる窓口
- 若者支援とにぎわい創出



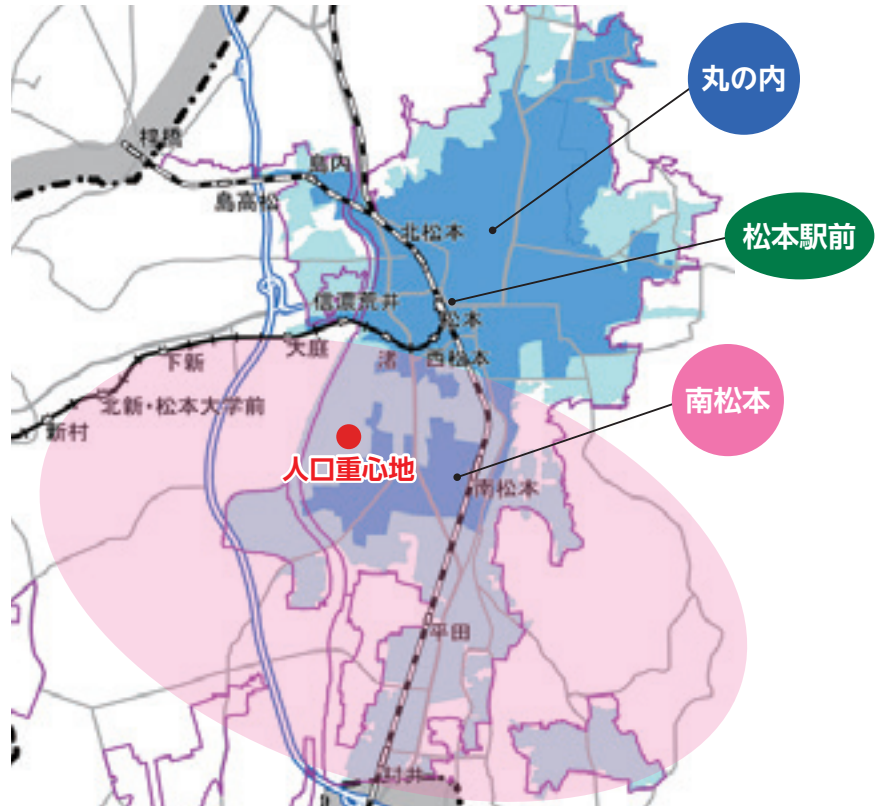
## 人口動態と行政機能の再配置

昭和45年（1970）は、松本駅・南松本駅・浅間温泉周辺等に人口が集中していましたが、平成27年（2015）には、市域の南側（平田、村井等）に拡大しています。

中でも、右の図のピンク色のエリアは、子育て世代が多く、**14歳以下の約50パーセントが居住**しています。



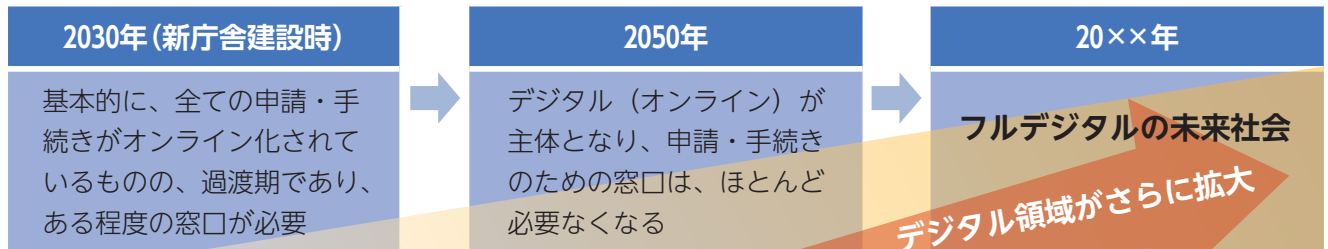
※人口集中地区は、国勢調査データに基づいて、一定の基準により設定される地域のこと。人口密度が1平方キロメートル当たり4,000人以上の基本単位区等が隣接した地域のうち、人口が5,000人以上の地域



## 社会の変化を見据えフレキシブルに対応

建設までに最短でも5年、その後30年、50年、さらには100年と末永く使用する新庁舎は、デジタル市役所の実現や、その先の将来を見据えて検討しなければなりません。DX・デジタル化の進展による社会の状況を想定しつつ、デジタル領域のさらなる拡大を念頭に、将来にわたってフレキシブルに活用できる庁舎を実現します。

### DX・デジタル化の進展と想定する社会の状況等



|                  | 2030年(新庁舎建設時)                                     | 2050年                          |
|------------------|---|--------------------------------|
| <b>丸の内</b>       | ◆ 議会、迎賓、危機管理<br>災害対策本部機能を強化<br>必要な窓口              | フレキシブルに活用<br>申請・手続き等の窓口は縮小     |
| <b>南松本</b>       | ◆ 子育て、教育、健康福祉(保健所)<br>重層的支援体制の強化<br>必要な窓口         | 子育て・福祉の窓口拡大<br>申請・手続き等の窓口は縮小   |
| <b>松本駅前</b>      | ◆ 申請・手続き、若者支援(図書館)<br>にぎわい・交流の起点<br>申請・手続き等の主たる窓口 | にぎわい・交流機能の拡張<br>申請・手続き等の窓口は縮小  |
| <b>地域づくりセンター</b> | ◆ 変わることはない身近な拠点<br>住民自治支援機能を強化<br>身近な困りごとなどの相談窓口  | 特色を生かしたまちづくり<br>身近な困りごとなどの相談窓口 |

デジタル領域がさらに拡大

### 社会のデジタル化

新型コロナウイルスによる社会変革の影響から、ここ数年で世の中のデジタル化は急速に進みました。こうした社会の変化に合わせ、デジタル化のメリットを最大限取り入れます。



# 欲しい情報だけ届いて便利！ 松本市公式LINE

友だち登録者  
77,000人



●問い合わせ 秘書広報室（本庁舎2階 ☎34-3271 ☎35-2030）

年代や地区、配信を希望する分野（健康・子育て・イベントなど）を設定すると、自分に合った情報だけを受け取ることができます。すでに市公式LINEを友だち登録している方も設定が必要です。

※防災情報や新型コロナウイルス関連の情報などは、全員に配信します。

## すでに友だち登録をしている方

「受信設定」をすると欲しい情報が届きます！

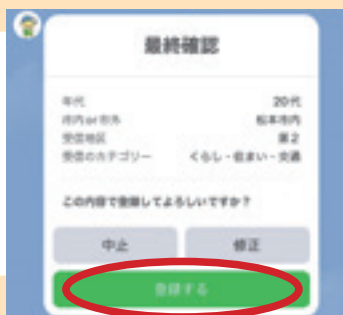
### ① 「受信設定」を押す



### ② 年代・居住・希望する情報等を選択



### ③ 全ての質問に回答し、最終確認の画面で「登録する」を押すと登録完了



★認証画面で、注意事項を確認し、「許可する」を選択。キャンセルすると受信設定ができません。

## まだ登録していない方

まずは、登録を！ ※登録方法は2つ

### 二次元コードから



### ID 検索から

- ①「友だち追加」 ②「検索」
- ③「@matsumoto\_city」をID検索



▲この画面が表示されたら「追加」を押す

➡登録したら「受信設定」へ！

例えば、こんなこと  
やっています！





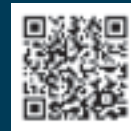
12月16日現在

# 新型コロナワクチン接種情報

●問い合わせ 松本市新型コロナワクチンコールセンター

(☎78-1700 午前9時～午後5時 ※土・日・祝日含む。ただし、12月29日(木)～令和5年1月3日(火)は休み)

最新の情報やワクチンの  
効果・副反応等は、  
市ホームページを  
ご覧ください▼



接種の実施期間は、令和5年3月末までの予定です。**接種希望の方は、早めの接種をご検討ください。**

**接種には接種券が必要です。**接種券を紛失等した方は、再発行申請をしてください(右の申請フォームから)。



## 1月の接種

| 松本市実施分   | 対象者 ※年齢は、接種日時時点の満年齢   | 接種会場とワクチン           |                   |
|--|---|---------------------|-------------------|
| 3・4・5回目接種<br>※前回接種日から3カ月以上経過している必要あり           | 従来型ワクチンを2回以上接種した、12歳以上の市民<br>※下記いずれかに該当する方は対象外<br>・オミクロン株対応ワクチンを接種済みの方<br>・令和4年11月8日以降に3・4・5回目としてノババックス社のワクチン接種をした方 | アルピコプラザ4階<br>松本市立病院 | オミクロン株対応<br>ファイザー |
| 小児1～3回目接種<br>※3回目接種の方は、2回目接種日から5カ月以上経過している必要あり | 5歳以上11歳以下   | アルピコプラザ4階           | 小児用ファイザー          |
| 乳幼児接種  | 生後6カ月以上4歳以下   | 市内指定医療機関            | 乳幼児用ファイザー         |

※【3・4・5回目接種】長野県の会場(松本合同庁舎)でも実施予定です(オミクロン株対応モデルナ)。

詳細は、県コールセンター(☎026-480-0400)、または県ホームページ(右の二次元コード)をご覧ください。



## ジェネリック医薬品で医療費の自己負担を軽減

ジェネリック医薬品(後発医薬品)とは、新薬(先発医薬品)の特許が切れた、同じ有効成分を使った、品質、効き目、安全性が同等で低価格な薬のことです。



市ホームページ

### ジェネリック医薬品に変更するには

かかりつけの医師や薬剤師に相談してください。

### 医療費通知書の送付

国民健康保険被保険者の方には令和4年6～10月診療分を、長野県後期高齢者医療保険被保険者(75歳以上)の方には令和4年1～10月診療分の医療費通知を、1月下旬～2月上旬に送付します。診療内容の確認や、医療費控除の添付書類として使用できます。

※通知に記載されていない医療費がある場合は、「医療費控除の明細書」を作成してください。国民健康保険の令和4年1～5月診療分通知(発送済み)の再発行が必要な方は、保険課へお問い合わせください。

### ジェネリック医薬品利用差額通知書

2月上旬に、国民健康保険被保険者の方へ、ジェネリック医薬品利用差額通知書を送付します。ジェネリック医薬品に変更した場合、自己負担額がいくらになるかお知らせするものです。負担軽減の参考にしてください。

### 問い合わせ

#### ◆医療費通知について

国民健康保険は保険課(東庁舎2階 ☎34-3203 ☎39-2523)、後期高齢者医療保険は長野県後期高齢者医療広域連合(☎026-229-5320 ☎026-228-1850)

#### ◆医療費控除について

市民税課(本庁舎2階 ☎34-3232 ☎36-9345)  
松本税務署(☎32-2790)



# 水道事業100周年

100年先も「当たり前」の水道であるために…

●問い合わせ 上下水道局 総務課 (☎48-6800 ㊚47-2137)

松本市の水道事業は、大正12年9月に給水を開始し、今年100周年を迎えます。生活において「当たり前」な存在となっている水道。しかし近年は、人口の減少などにより料金収入が落ち込み、苦しい経営状態に陥っています。この状況を乗り越えるために行っている、水道事業の取り組みを紹介します。

## 1 歴史ある松本市の水道

松本市の水道事業は、大正9年に、国から創設認可を受けたことによって始まりました（県内で3番目の認可）。水道の黎明期に建設されたレンガ造りの配水地が現存している例は、全国的にも珍しく、旧城山配水地の建物(右写真)は、国の登録有形文化財に指定されています。



## 2 松本市の水道、ここが強い！

創設当時は、市街地の一部を給水するのみでしたが、都市化と共に、給水区域を拡大しました。昭和49年からは、県が運営する松塩水道用水から受水するようになり、自己水源とのハイブリッド式で給水をしています。古くから豊富な湧水によって自己水源を整備してきたため、万が一、どちらかの給水がストップしても、水の供給が止まらないように強靱なバックアップ体制が整っています。

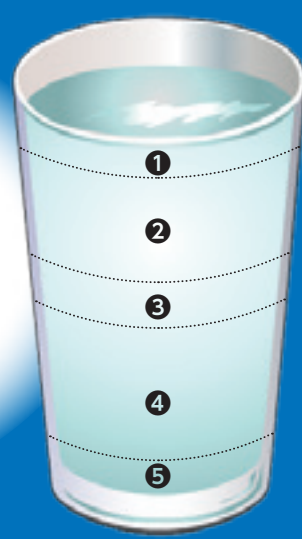


## 3 松本市の水道、ここが弱い…

水道事業は、令和3年度末で20年連続の黒字決算となりましたが、人口減少に伴う料金収入の減少、労務費や物価高による費用の増加によって、四半世紀ぶりの厳しい財政状況に直面しています。

水を1㎡届けるのにかかる費用は**167円**。  
一方、市民の皆さんが払うのは**163円**。  
つまり、費用が収益を上回っており、**赤字**の状態です。

※不足分は、国・市からの補助金等によって賄っています（R3決算値）。



- ① 取水した水をきれいにする費用 (原水・浄水費) **3.68 円**
- ② きれいにした水を配る費用 (送水費・配水費) **55.02 円**
- ③ 漏水対策のための費用 (漏水防止費) **14.05 円**
- ④ 設備や管などを設置する費用 (減価償却費等) **75.77 円**
- ⑤ 料金を集めるための費用など (その他の費用) **18.71 円**

# 漏水を防ぎ、無駄な費用を減らす！

水道管の漏水は、高額な経費をかけて取水・浄水・配水した水の浪費であり、経済的な損失に直結するものです。漏水防止対策を行うことは、無駄な費用を減らす重要な施策の一つです。

## 4 漏水調査と修理工事

地中の漏水を発見するためには、漏水の音を聴き、場所を特定することから始めます。全市で1,800キロメートル以上ある水道管の音を聴いて回るのは、途方もない作業です。漏水を発見した後は、勢いよく吹き出す水との闘いが待っています。

音を聴き、  
漏水場所を  
探す...



発見後は、  
吹き出す水との  
闘いが...



漏水調査や修理は、地道に行くことによって、将来にわたって大きな効果を生むものです。早期に発見し、少しでも早く修理をする必要があるため、漏水を見つけた場合は、上下水道局にお知らせください。

「近隣の方が、少しでも早く水が使えるように、迅速で確実な修理を心がけています」

上水道課  
茶原主任



## 5 老朽配水管の更新

水道管の法定耐用年数は約40年とされていますが、一般的に1.5倍の60年を経過したものを老朽管といいます。

今から60年前の昭和30年代までは、CIPと呼ばれる普通<sup>ちゅうてつかん</sup>鑄鉄管が使われていましたが、継ぎ目から漏水しやすい、管内にさびが発生しやすい等の問題があるため、優先的な更新が必要です。

計画的な更新工事により、令和12年頃までに全て更新できる見込みです。



CIP (普通鑄鉄管)

工事中は、断水や交通規制等でご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。



更新工事の様子

## この先の100年に向けて

水道事業の収入のほとんどは、利用者の皆さんからの料金収入です。99.6パーセント以上の方に納付期限内にお支払いいただくことで、安定的な資金運用の基盤となっています。

一方、多くの方にとって「当たり前」の水道は、管の老朽化や人口減少によって、維持していくことが困難な時代を迎え、その常識は揺らぎ始めています。

これからも水道が「当たり前」のものであるために、さらなる経営の合理化、効率化を図ってまいりますので、引き続き、水道事業へのご理解とご協力をお願いします。



市ホームページ

# 令和5年度市民税・県民税・国民健康保険税 申告受け付けが始まります

提出期限  
3月15日(水)

●問い合わせ 市民税・県民税の申告……市民税課（本庁舎2階 ☎34-3232 ☎36-9345）  
所得税の確定申告……松本税務署（☎32-2790） ※自動音声案内

## 申告が必要な方

令和5年1月1日現在で松本市に住所があり、次のいずれかに当てはまる方

- ・営業等・農業・不動産・一時収入等がある方
- ・給与収入がある方（パート・アルバイト等を含む）で、給与以外の収入がある方や、2カ所以上の事業所から給与の支払いを受けている方
- ・年の途中で就職・退職した方で、年末調整をしていない方
- ・非課税収入のみの方（失業給付金、児童扶養手当、遺族・障害年金等）

- ・収入がなく、誰の扶養にもなっていない方
- ・市外・国外に住所がある方の扶養になっている方
- ・遺族・障害年金等を除く公的年金収入のみで、扶養親族等申告書を年金支払者に提出せず、新たに扶養控除等を受ける方

※税務署へ確定申告書を提出する方、市内に居住する親族の扶養になっている方（源泉徴収票をご確認ください）は、**申告不要**

## 申告方法は3種類

インターネットで簡単・便利に申告！

### ① 電子送信

申告書作成システムで「市民税・県民税・国民健康保険税申告書」の作成ができます。詳細は、市ホームページをご覧ください。

市ホームページ



申告書作成 🔍

便利！  
3つの

- ① パソコンやスマートフォンから簡単な入力で申告書が作成できる
- ② 作成した申告書を電子送信や郵送で提出できる
- ③ 市民税・県民税額や、ふるさと納税の控除限度額の試算ができる



### ② 郵送

【提出先】〒390-8620 丸の内3番7号 松本市役所市民税課

### ③ 申告会場

※詳細は右ページに掲載

所得税の確定申告も受け付けますが、市では受け付けできない申告もありますので、ご注意ください。

## 次の確定申告は松本税務署へ

※市では受け付けできない申告

- ・青色申告
- ・準確定申告（前年、または今年に亡くなった方の申告）
- ・令和3年分以前の申告
- ・分離課税の申告（土地・建物の売買、株式の売買など）
- ・損失・繰越損失の申告
- ・住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）等に関する申告
- ・給与所得者の特定支出控除の特例を受ける申告
- ・退職所得がある場合

# 申告受付日程と会場

**本庁管内** 勤労者福祉センター 1階大会議室(中央4-7-26) ※市役所本庁舎では受け付けできません。  
 2月16日(木)～3月15日(水) **午前9時30分**～午後3時(受付開始：**午前9時**) ※土・日・祝日は除く

**時間：午前9時～午後3時\*** (正午～午後1時を除く) **受付開始：各地区の申告開始30分前**

| 地区名 | 日程(土・日・祝日を除く)       | 申告会場          | 地区名 | 日程(土・日・祝日を除く)                 | 申告会場        |
|-----|---------------------|---------------|-----|-------------------------------|-------------|
| 岡田  | 2月1日(水)・2日(木)       | 岡田出張所         | 今井  | 2月13日(月)・14日(火)               | 今井出張所       |
| 波田  | 2月1日(水)～3日(金)・6日(月) | 波田支所          | 里山辺 | 2月13日(月)・14日(火)               | 里山辺出張所      |
| 笹賀  | 2月2日(木)・3日(金)       | 笹賀出張所         | 安曇  | 2月14日(火)<br>午前11時～午後3時        | ふれあいパーク乗鞍   |
| 新村  | 2月7日(火)・8日(水)       | 新村出張所         |     | 2月24日(金)・27日(月)               | 安曇支所        |
| 芳川  | 2月7日(火)・8日(水)       | 芳川出張所         | 和田  | 2月16日(木)・17日(金)               | 和田出張所       |
| 寿台  | 2月7日(火)・8日(水)       | 寿台公民館         | 寿   | 2月21日(火)・22日(水)               | 寿出張所        |
| 松原  | 2月8日(水)             | 寿台公民館         | 中山  | 2月27日(月)・28日(火)               | 中山出張所       |
| 本郷  | 2月8日(水)・9日(木)       | 本郷支所          | 入山辺 | 2月27日(月)・28日(火)               | 入山辺出張所      |
| 島内  | 2月9日(木)午前9時～正午      | 山田公民館(山田町会のみ) | 梓川  | 3月1日(水)～3日(金)・6日(月)           | 梓川支所        |
|     | 2月15日(水)・16日(木)     | 島内出張所         | 神林  | 3月7日(火)・8日(水)                 | 神林出張所       |
| 島立  | 2月9日(木)・10日(金)      | 島立出張所         | 四賀  | 3月9日(木)・10日(金)・13日(月)         | 四賀支所        |
| 内田  | 2月10日(金)・13日(月)     | 内田出張所         | 奈川  | 3月14日(火)・15日(水)<br>午前10時～午後3時 | 奈川文化センター夢の森 |

★山田公民館、ふれあいパーク乗鞍、奈川文化センター夢の森は、申告時間が異なります。

**申告会場でのお願い**

- ・会場内は換気をしていますので、暖かい服装でお越しください。
- ・体調が優れない方は、来場を控えてください。

## 申告に必要なもの

**営業等・農業・不動産の収支内訳書、医療費控除の明細書、雑損控除の損失計算書等は、事前に自宅等で作成しお持ちください。**

- ◆申告書(前年度申告した方には1月下旬に送付。会場で申告する場合は、届いた方のみ持参)
- ◆マイナンバーカード、またはマイナンバー通知カードと本人確認ができる書類(運転免許証等)
- ◆給与・年金等の源泉徴収票、報酬等の支払調書等
- ◆営業等・農業・不動産収入がある方は収支内訳書
- ◆医療費控除を受ける場合は、医療費控除の明細書(領収書のみは不可)
- ◆前年中に支払った保険料等がわかる資料(健康保険料等は領収書や控除証明書、生命保険料・地震保険料は証明書)
- ◆e-TaxのID(利用者識別番号)のわかる通知等(IDを取得した方のみ)
- ◆税務署からのお知らせはがき(届いた方のみ)



1世帯6万円（国5万円+市上乗せ1万円）



# 電力・ガス・食料品等価格高騰 緊急支援給付金

特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯等に対して、国が給付金を支給するのにあわせて、松本市からも1万円を上乗せして支給します。

給付金を受け取るには、手続きが必要です。詳細は、市ホームページをご覧ください。



市ホームページ

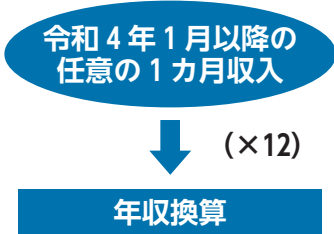
## 支給対象・申請方法

いずれかにあてはまる世帯が対象  
※課税者の被扶養者のみからなる世帯は対象外

### 1 家計急変世帯

予期せず令和4年1月～12月の収入が減少し、**「住民税『均等割』非課税相当」**となった世帯

【判定方法のイメージ】



### 対象の場合は、申請が必要

申請書を郵送、または緊急支援給付金窓口へ提出。  
【申請書】市ホームページ、各支所・出張所窓口から

| 家族構成例                  | 非課税相当限度額<br>(収入額ベース) | 非課税限度額<br>(所得額ベース) |
|------------------------|----------------------|--------------------|
| 単身または扶養親族がいない場合        | 96万5,000円            | 41万5,000円          |
| 配偶者・扶養親族(計1人)を扶養している場合 | 146万9,000円           | 91万9,000円          |
| 配偶者・扶養親族(計2人)を扶養している場合 | 187万9,000円           | 123万4,000円         |
| 配偶者・扶養親族(計3人)を扶養している場合 | 232万7,000円           | 154万9,000円         |
| 障害者、寡婦、ひとり親、未成年の場合     | 204万3,000円           | 135万円              |

### 2 住民税非課税世帯

令和4年9月30日時点で松本市に住所があり、世帯全員の令和4年度「住民税『均等割』が非課税」の世帯

市から ※下記参照

- ①の場合：「確認書」が届きます（要返送）。
- ②の場合：「申請書」が届きます（要申請）。

①世帯内全ての方が、令和4年1月1日以前から松本市にお住まいの場合

12月上旬に、対象世帯に「確認書」を送付しました。必要事項を記入し返送してください。

②世帯の中に、令和4年1月2日以降に転入した方がいる場合

12月中旬に、対象世帯に「申請書」を送付しました。**支給要件に該当する方**は、申請が必要です。

申請期限

**1月31日(火)必着**

国

県

共通事項

●問い合わせ 緊急支援給付金窓口（丸の内3番7号 松本市役所 東庁舎2階）  
コールセンター（☎31-3111 ㊚31-3786）

※午前8時30分～午後5時15分（12月28日(水)～1月3日(火)、土・日・祝日を除く）

※支給は1回限りです。

※租税条約の適用者がいる世帯は対象外です。

※支給対象に該当する世帯のうち、書類が届かない場合や、配偶者や親族からの暴力等を理由に松本市に避難している方の支援措置については、お問い合わせください。



県

1世帯4万円（県3万円+市上乗せ1万円）

国の支給対象外世帯

# 生活困窮世帯緊急支援金

国の支援給付金の対象とならない、住民税「所得割」非課税世帯に対し、県が支援金を支給するのにあわせて、松本市からも1万円を上乗せして支給します。

## 支給対象・申請方法

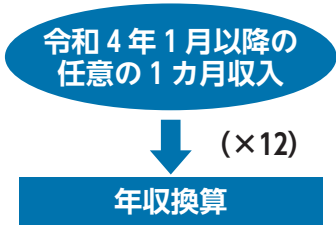
いずれかにあてはまる世帯が対象

※所得割課税者の被扶養者のみからなる世帯は対象外

### 1 家計急変世帯

予期せず令和4年1月～12月の収入が減少し、「住民税『所得割』非課税相当」となった世帯

【判定方法のイメージ】



### 対象の場合は、申請が必要

申請書を郵送、または緊急支援給付金窓口へ提出。  
【申請書】市ホームページ、各支所・出張所窓口から

| 家族構成例                  | 「所得割」非課税相当限度額<br>(収入額ベース) | 「所得割」非課税限度額<br>(所得額ベース) |
|------------------------|---------------------------|-------------------------|
| 単身または扶養親族がいない場合        | 100万円                     | 45万円                    |
| 配偶者・扶養親族(計1人)を扶養している場合 | 170万3,000円                | 112万円                   |
| 配偶者・扶養親族(計2人)を扶養している場合 | 221万5,000円                | 147万円                   |
| 配偶者・扶養親族(計3人)を扶養している場合 | 271万5,000円                | 182万円                   |

### 2 住民税非課税世帯

令和4年9月30日時点で松本市に住所があり、世帯全員の令和4年度「住民税『所得割』が非課税」の世帯

市から ※下記参照

- ①の場合：「確認書」が届きます（要返送）。
- ②の場合：「申請書」が届きます（要申請）。

#### ①世帯内全ての方が、令和4年1月1日以前から松本市にお住まいの場合

12月中旬に、対象世帯に「確認書」を送付しました。必要事項を記入し返送してください。

#### ②世帯の中に、令和4年1月2日以降に転入した方がいる場合

12月中旬に、対象世帯に「申請書」を送付しました。**支給要件に該当する方は**、申請が必要です。

申請期限

**2月28日(火)必着**

市

# 貨物運送事業者への支援金

●問い合わせ 商工課（本庁舎5階 ☎34-3110 ☎34-3008）

地域経済を支える重要な社会インフラである物流を維持するため、**燃料価格高騰により経営に影響を受けている中小貨物運送事業者の皆さんに**、対象車両1台につき以下の金額を交付します。詳細は、市ホームページをご覧ください。

交付額

- ◆一般または特定貨物運送事業用の自動車（緑ナンバー） **3万円/1台**
- ◆貨物軽自動車運送事業用の軽自動車（黒ナンバー） **1万円/1台**



申請方法

電子申請、または郵送申請

申請期限

**2月10日(金) 当日消印有効**

市ホームページ

令和5年4月から

# プラスチックごみの分別が変わります



市ホームページ

●問い合わせ 環境業務課 (☎47-1096 ☎40-1335)

ゼロカーボンシティの実現と最終処分場の延命化を目指し、現在可燃ごみとして焼却処理している製品プラスチックを資源化するため、令和5年4月からごみの分別区分を変更します。

## 現在の分別 (令和5年3月まで)



### 【容器包装プラスチック (例)】

カップ・パック類、ボトル類



### 【可燃ごみに分類される製品プラスチック (例)】

ポリバケツ・ポリタンク、CD、プラスチック製のおもちゃ・食器・衣装ケース・プランター、歯ブラシ、ハンガー

## 変更後 (令和5年4月から)

### 【プラスチック資源】

容器包装プラスチック+製品プラスチック

#### ●素材の100%がプラスチック

(はがすのが難しいシール等はそのまま出せます)

#### ●厚さが5mm以上で硬いものは除く (まな板等)

- ◆出し方 指定ごみ袋に入れて排出
- ◆収集日 原則、現在の容器包装プラスチックと同じ収集日を予定
- ◆出す場所 現在の容器包装プラスチックが出せるごみステーション

※ペットボトルの出し方はこれまで通り

出せないもの

- ゴム製品 (手袋等)、マスク、繊維強化プラスチック (釣り竿等)

※リチウムイオン電池の混入は、発火・火災につながるので、絶対に入れないでください。

長辺が  
30cm以下



プラマーク  
なくてもOK

長辺が30cmを  
超えるもの

### 【大型プラスチック資源】

市で指定した大きな製品プラスチック

#### ●素材の100%がプラスチック

(はがすのが難しいシール等はそのまま出せます)

#### ●市指定の29品目 ※30cm以下は除く

- ①お盆 ②ざる ③タライ ④まな板 ⑤漬物おけ
- ⑥水切りかご ⑦冷水容器 ⑧風呂ふた
- ⑨風呂いす ⑩洗面器 ⑪ベビーバス ⑫洗濯かご
- ⑬ちりとり ⑭コンテナ ⑮衣装ケース
- ⑯書類ケース ⑰バケツ ⑱シューズボックス
- ⑲買い物かご ⑳照明カバー ㉑ごみ箱
- ㉒ポリタンク ㉓レターケース ㉔植木鉢
- ㉕プランター ㉖ジョーロ ㉗クーラーボックス
- ㉘ソリ ㉙ホイールカバー

- ◆出し方 袋に入れずそのまま排出
- ◆収集日 地区ごと月1回の収集日を予定
- ◆出す場所 プラスチック資源または資源物のごみステーション (地区ごと異なる)



【可燃ごみ】 上の2つに該当しないプラスチック製品 (例：汚れのひどいもの、大型で指定品目でないもの)

※プラスチックと他素材の複合製品：**金属の割合が多いものは「破碎ごみ」、その他のものは「可燃ごみ」**です。捨てたいものの「材質」と「大きさ」で、『分別区分』と『ごみステーションに出せるものか』を判断してください。

※注意：事業活動に伴って生じるプラスチック類は、出せません。事業者の責任で適正に処理してください。

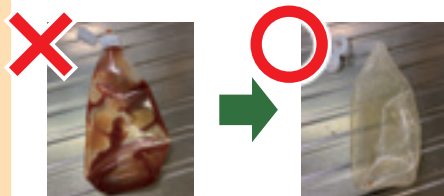
## プラスチック資源の汚れはどの程度まで大丈夫??

### 【お弁当などの容器】



水ですすぎ、固形物がなければOK

### 【ケチャップなどの容器】



水ですすぎであればOK

### 【スナック菓子などの袋】



油分があっても、中身を  
しっかり出せばOK

## お知らせ 就学援助制度 小学校新入学用品費の入学前支給

審査で認定となった困窮家庭の方に教育費の一部を支給する制度で、小学校入学前に新入学用品費の支給を希望する方の申請を受け付けます。詳細は、市ホームページをご覧ください。



対 令和5年4月に松本市内国公立小学校入学児童の保護者の方で、令和5年2月1日現在市内に住所を有する方

日 1月4日(水)~31日(火)

特 保護者名義の普通預金通帳

※令和4年1月2日以降に松本市へ転入された方は、令和4年度所得課税証明書

●支給金額=5万1,060円(3月中旬頃、保護者の口座に振込)

●認定の可否=審査の上、認定の可否を決定し、3月上旬に郵送で通知します。

他 今回の支給を受けた場合、入学後に引き続き就学援助費の支給を受けるには、入学後に改めて申請し、認定を受ける必要があります。

印・固 学校教育課の窓口で配布、または市ホームページに掲載する申請書を学校教育課(大4 ☎33-9846 ㊟34-3206)へ

※入学予定校および郵送では受け付けません。

## お知らせ 市税等1月末納期限1月31日(火)

納期限までに納付をお願いします。

●市民税・県民税/令和4年度第4期

●国民健康保険税/令和4年度第7期

●後期高齢者医療保険料/令和4年度第7期

●介護保険料/令和4年度第10期

固 一般市税は納税課(本5 ☎33-1192 ㊟39-0723)、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料は保険課(東2 ☎34-3215 ㊟39-2523)

## お知らせ 松本市育英資金奨学金

経済的理由により修学が困難な方に奨学金を無利子で貸与します。



対 市内在住の高校生・

高専生(令和5年度入学予定または在校生)

●貸与額=公立/月額7,000円、私立/月額1万円

●入学一時金=新1年生は、希望によりあわせて貸与(公立/10万円、私立/20万円)

●返済=最終学校卒業の6カ月後から貸与を受けた期間の2倍の期間内(猶予、免除規定あり。詳細は、市ホームページをご覧ください)

印 1月31日(火)までに在学する中学校、または高校(高専)へ

固 学校教育課(大4 ☎33-9846 ㊟34-3206)

## お知らせ 固定資産税の償却資産の申告はお早めに

松本市内で工場、商店、農業、駐車場、賃貸家屋などを経営する会社や個人が所有する償却資産(事業用資産)は、土地や家屋と同様に固定資産税の課税対象となります。お持ちの方は、毎年1月1日現在所有する資産について、地方税法第383条の規定に基づき、申告してください。

なお、この申告は税務署への確定申告とは異なります。所得税・法人税の申告で、減価償却費を計上している方は、内容を確認の上、申告をお願いします。

申告書が必要な方や償却資産の詳細については、お問い合わせください。

●申告期限=1月31日(火)

固 資産税課(本2 ☎33-4398 ㊟39-0725)

## お知らせ 一定規模以上の盛土等は許可が必要です

盛土等による土砂等の崩落等による災害の発生を防止するため、「長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例」が制定されました。



この条例により、1月1日以降に行う一定規模以上の盛土等については、原則、県の許可が必要になります。詳細は、県ホームページをご覧ください。

●主な規制項目=○面積が3,000平方メートル以上または高さが5メートル以上の土砂等の盛土等を行う場合は県の許可が必要

○県の許可を受けるには、周辺地域の住民に許可申請内容の周知が必要

○土地の所有者は、盛土等の施工状況の定期的な確認が必要

○条例の規定に違反した場合は、罰則(最大2年以下の懲役または100万円以下の罰金)が適用されることがあります。

●手数料=新規:5万5,000円/件、変更・譲り受け:3万4,000円/件

固 長野県建設部砂防課調査管理係(☎026-235-7316 ㊟026-233-4029)

## お知らせ はたちの献血キャンペーンを実施します

病気やけがの治療に使われる血液製剤は、献血された血液から作られています。



はたちを迎えた皆さん、献血へのご協力をお願いします。献血は献血バスでもできます。詳細は、長野県赤十字血液センターホームページをご覧ください。

日 1月1日(祝)~2月28日(火)

場 松本献血ルーム(中央1-8-11 セントラル松本中央ビル2階 ☎37-1600)

固 食品・生活衛生課(松本合同庁舎1階 ☎40-0704 ㊟40-0811)

お知らせ

相談

募集

催し

スポーツ

健康・福祉

美術館

博物館

## お知らせ 20歳になったら国民年金に加入します

公的年金制度は、老後の暮らしをはじめ、病気やけがで障害が残ったとき等、みんなで暮らしを支え合うという考えで作られた仕組みです。

国民年金は、20歳から60歳までの方が加入します。20歳の誕生日が過ぎると、日本年金機構から基礎年金番号通知書や納付書が送付されます(厚生年金、共済組合加入中の方は除く)。学生の方や経済的に納付が困難な場合は、保険料の学生納付特例制度や免除・納付猶予制度があります。未納のまま放置せず、免除申請をしてください。

☎ 市民課年金担当 (東1 ☎34-3218 ☎37-0260)、松本年金事務所 (☎31-5240)

## お知らせ 2023年度「ラーラ松本」の施設予約抽選

テニスコート、エアロビクススタジオの施設予約抽選を行います。詳細は、1月5日(木)に館内と当館ホームページに掲載します。



☎ 県内在住で高校生以上の方

☎ 1月11日(水)~18日(水) 午前11時~午後7時

☎ ラーラ松本 2階レストランコソ

☎ 本人確認(氏名・住所・顔写真付き)ができるもの

☎ 1つの住所につき1件の応募。事業所の住所や同一住所による複数の応募や、予約当日に本人が欠席した場合は無効

☎ ラーラ松本 (☎48-1110 ☎48-1355)



## お知らせ 子育て支援団体へ5万円相当の児童図書を贈呈

「信州岩波講座／まつもと」では、本を通して子育ての活動をしている団体に児童図書を寄贈します。



☎ 子育ての支援をしている団体(応募多数の場合は審査)

☎ 岩波書店児童図書目録に記載の児童図書から1団体につき約5万円分の図書を寄贈

☎・☎ 1月24日(火)までに、市ホームページからダウンロードした所定の申込書に必要事項を記入の上、人権共生課 (☎39-1105 ☎37-1153 ☎ kyousei@city.matsutomoto.lg.jp) へ



## お知らせ 農地探しには「農地ナビ」をご利用ください

農地ナビは、自治体が整備する農地情報をインターネット上で閲覧できるサイトです。パソコンやスマートフォンから利用できます。



農地ナビ

一般的な地図には農地情報が載っていません。農地ナビは、全国の農地情報をどこからでも簡単に調べたいとする時代の要請に応え、農林水産省が開発したものです。

農地探しや農業関係の申請をする際、農地の場所、地番、面積を調べたい時、また、農地利用の将来計画などに活用してください。松本市では地図データを毎年更新しています。

☎ 農業委員会事務局 (本5 ☎34-3226 ☎36-6217)

## お知らせ 認定新規就農者、認定農業者第4回の申請受け付け

【認定新規就農者】

認定されると、青年等就農資金などの支援を受けることができます。

☎ 市内で新たに農業経営を開始しようとする方、および農業経営を開始してから5年以内の方で、18歳以上45歳未満の方、または特定の知識・技能を有する65歳未満の方。 ※いずれも一定水準の農業技術を習得していると認められる方(認定農業者は対象外)

【認定農業者】

認定されると、各種補助金等の支援を受けることができます。

☎ 自らの創意工夫で経営改善を進めようとする農業者の方

☎・☎ いずれも2月10日(金)までに農政課 (本5 ☎34-3222 ☎36-6217) へ

## お知らせ 大学入学共通テスト実施に伴う交通渋滞にご注意ください

大学入学共通テストが1月14日(土)、15日(日)に実施されます。

信州大学の周辺道路では、例年、受験生の送迎等による交通渋滞が発生しています。特に1月14日(土)の午後6時頃~7時30分頃に渋滞が予想されます。ご理解とご協力をお願いします。

☎ 信州大学学務部入試課 (☎37-2192)



※太線の道路は、特に渋滞が予想されます。

※新型コロナウイルス感染症の影響で「情報チャンネル」に掲載している内容が変更・中止になる場合があります。催しなどに参加する際は、マスクの着用など、感染症予防の徹底をお願いします。

## 相談 視覚障がいに関する無料相談・懇談会

視力に関わる困り事・不安な事などに対し、ピアサポート活動として、松本視覚障害者福祉協会が相談に応じ、懇談を行います。

☎ 目が見えない・見えにくい方、その家族・友人・知人

📅 1月15日(日) 午前10時～午後3時  
📍 Mウイング 3-1会議室

👤 5人以内 料 無料

📞 申・問 協会担当者 前野 (☎080-1043-7315)、障がい福祉課(東1 ☎34-3212 ☎36-9119)

## 相談 にじいろのまち相談(性的マイノリティ専門相談)

性の多様性に理解のある相談員が相談に応じます。秘密厳守・匿名での相談も受け付けます。

📅 1月18日(水) 午後3時～6時  
📍 Mウイング 3階ワーキングルーム  
料 無料

○相談員=長岡春奈氏

●電話相談=相談時間内に直接電話  
●面接相談=事前予約制

📞 申・問 人権共生課 にじいろのまち相談直通 (☎39-1108)

## 相談 法務局人権なんでも相談

人権擁護委員が人権に関する相談を無料で受けます。秘密は固く守られます。

📅 日・場 ①1月11日(水)／松南地区公民館1・2会議室

②2月2日(水)／駅前会館1・2中会議室

いずれも午後1時～4時

📍 長野地方法務局松本支局 (☎32-2571 ☎32-2572)

## 募集 博物館会計年度任用職員募集

令和5年度に博物館分館の受け付け等を行う職員を募集します。

☎ 若干名

●勤務地=旧山辺学校校舎、考古博物館(予定)

●勤務日数=月10日程度(変動あり)

●時給=921円

📞 申・問 1月20日(金)までに博物館(☎32-0133 ☎32-8974)へ連絡し、面接の予約(面接時に履歴書を提出)

## 募集 自衛官候補生の採用試験

採用後は所定の教育を経て、3カ月後に2等陸・海・空士に任用されます。

☎ 18歳以上33歳未満

📅 ①1次試験／1月20日(金)～22日(日)、②2次試験／1月29日(日)

📍 ①WEB試験のため受験者任意の場所で受験可  
②松本駐屯地

📞 申・問 1月16日(月)までに所定の志願票を自衛隊長長野地方協力本部松本地域事務所(深志2-6-5 マルナカ深志ビル1階 ☎36-2787)へ

## 募集 太鼓まつり太鼓団体とプロジェクトメンバー募集

7月開催予定の国宝松本城太鼓まつりへの出演を希望し、企画・運営を担う太鼓団体・メンバーを募集します。

☎ 【太鼓団体】 次の条件を全て満たす団体。

①太鼓まつりを継続的に盛り上げていく意志がある団体

②市内で活動する団体

③太鼓まつりに向けて開催される会議・企画への出席、太鼓まつり当日の演奏および運営スタッフに参加できる団体 ※参加初年度は、本ステージでのチーム演奏はありません。

【プロジェクトメンバー】 国宝松本城太鼓まつりの企画・運営に係る会議および当日の運営スタッフへの参加など、太鼓まつりを一緒に盛り上げていただける方

📞 申・問 2月6日(月)までに連絡先を明記し、ファクスまたは電子メールで観光プロモーション課(大5 ☎34-8307 ☎34-3049 ☎kan kou@city.matsumoto.lg.jp)へ

## お知らせ 第50回松本市技能功労者褒賞式典

11月23日の勤労感謝の日に、松本市技能功労者褒賞式典を開催し、業界の発展に功績を残された皆さんを褒賞しました。

●褒賞者(敬称略)=[大工] 狩野正志 【電気技能士】 新井巻好

【理容師】 小澤光男 【美容師】 百瀬弘一、古畑よ志子、大月孝子

📞 問 労政課 (☎35-6286 ☎88-7669)



お知らせ

相談

募集

催し

スポーツ

健康・福祉

美術館

博物館

## 募集 特別養護老人ホームの職員を募集

受験資格、申込方法等の詳細は、組合事務局に直接問い合わせるか、組合ホームページをご覧ください。



- 令和5年度に採用する会計年度任用職員＝介護職員、栄養士、事務員
  - 令和5年度に採用する正規職員＝看護職員、生活相談員、介護支援専門員、介護職員
  - 勤務場所＝松本市、塩尻市、東筑摩郡、木曾郡にあるいずれかの組合施設
- 申・問 1月6日(金)～31日(火)に、松塩筑木曾老人福祉施設組合事務局 (☎53-5000 ㊚53-5001) へ

## 催し 松本キッズ・リユースひろば配付会

使わなくなった育児・子ども用品を提供いただき、必要としている方に配付します。詳細は、市ホームページをご覧ください。



- 対 市内在住の方
- 日 1月24日(火) 午前11時～午後2時
- 場 ラーラ松本
- 申 1月10日(火)までに、市ホームページの応募フォームから
- 問 環境・地域エネルギー課 (東4 ☎34-3268 ㊚34-3202)

## 催し 来て観て笑って弾いてみて！ベーゼンドルファー

- グランドピアノ「ベーゼンドルファー」を自由に弾けます。
- 日 2月11日(祝)、12日(日) 午前9時～午後5時 ※1組60分間
  - 場 波田文化センター アクトホール
  - 定 各日先着8組 料 1組500円
  - 申・問 1月17日(火)～31日(火)に電話か直接、波田文化センター(月曜休館 ☎92-7501 ㊚92-7505) へ

## 催し 松本地区合同就職面接会

- ハローワーク松本では、一般求職者、子育て中の方、60歳以上の方、令和5年3月新規学卒予定者を対象に合同就職面接会を開催します。
- 日 1月31日(火) 午後1時～3時30分(0時30分から受け付け)
  - 場 ホテルブエナビスタ 3階グランデ
  - 持 雇用保険受給者の方は、求職活動実績の対象となりますので、「雇用保険受給資格者証」
  - 申 不要
  - 問 ハローワーク松本 企画部門 (☎27-0111 部門コードNo.43#)、労政課 (☎35-6286 ㊚88-7669)

## 催し 人権映画の日

- 日 2月1日(水) 午後1時30分～3時40分
- 場 Mウイング 3階ネットワーク室
- 定 先着20人 料 無料
- 上映作品＝アラバマ物語
- 申・問 人権共生課 (☎39-1105 ㊚37-1153)

## 催し 令和5年松本あめ市

- 新春の伝統行事「松本あめ市」を開催します。詳細は、市ホームページをご覧ください。
- 日 1月7日(土)、8日(日)
  - 場 中心市街地各所(8日午前10時30分～午後3時30分は歩行者天国。午前10時20分から交通規制)
  - 内 【両日開催】全国あめ博覧会、即売会(中町蔵シック館)、松本あめ市歴史展示企画展(時計博物館)、商都大物産市(大手門樹形跡広場)
  - 【8日のみの開催】あめ市時代行列、太鼓・舞踊・ダンス連の競演、松本蟻ヶ崎高校書道ガールズによる書初めパフォーマンス、親子でチャレンジ!アルプちゃんをさがせ、初春抽選会
  - 【関連行事】福だるま売り・福あめ売り・塩取り合戦(8日)等 ※天候により変更の可能性あり
  - 問 松本あめ市実行委員会事務局 中町(蔵のある)まちづくり推進協議会 (☎・㊚36-3053)、商工課 (本5 ☎34-3110 ㊚34-3008)



## 催し 教育文化センターの催し

- プラネタリウム放映、科学・天文・プログラミング関連の講座等の詳細は、市ホームページをご覧ください。
- 問 教育文化センター (☎32-7600 ㊚32-7604)



広告



## うちの子「結婚」しないのかしら？

独身のお子様の結婚相談承ります

「孫の顔を見られないかも」「結婚する気がなさそう」  
お子様の結婚に関するお悩み、プロの仲人がお答えします

まずはお気軽にご相談下さい

☎ 0263-88-7009

結婚相談所ムスベル  
松本市深志1-1-24 八紘堂ビル4階

※新型コロナウイルス感染症の影響で「情報チャンネル」に掲載している内容が変更・中止になる場合があります。催しなどに参加する際は、マスクの着用など、感染症予防の徹底をお願いします。

# 情報チャンネル

## 催し 新ごみ処理施設環境影響評価の説明会

新しいごみ処理施設建設に向けて作成した環境影響評価方法書について、調査項目や調査地点を中心に説明します。新ごみ処理施設の規模等の詳細は、ホームページをご覧ください。



- 対 市内在住の方
- 日 1月28日(土) 午前10時～11時
- 場 松本クリーンセンター 管理棟3階大会議室
- 定 先着60人
- 問 松本クリーンセンター(松塩地区広域施設組合) 施設1課 (☎47-2079 ☎48-2685)

## 催し 国宝松本城ナイトツアー

ガイドが松本城天守と月見櫓を案内します。夜ならではの特別感をお楽しみください。



- 対 市内在住の方
- ※介助なく1人で天守に登ることができる方
- 日 2月3日～25日の毎週金・土曜日 午後6時～7時30分
- 場 国宝松本城
- 定 1日15人
- 料 1,000円
- 他 暖かい服装でお越しください。
- 申 1月2日(祝)～16日(月)に二次元コードから
- 問 松本城管理課 (☎32-2902 ☎32-2904)

## 催し お天気防災教室

気象キャスターと一緒にクイズや工作で、気象・防災を楽しく学びます。詳細は、市ホームページをご覧ください。

- 対 市内在住の小学3年生～6年生 およびその保護者
- 日 2月4日(土) 午後2時～4時
- 場 勤労者福祉センター 大会議室
- 定 先着40人(必ず保護者同伴)
- 料 無料
- 申・問 1月10日(火)～20日(金)に電話またはファクスで消防防災課 (本別1 ☎33-1191 ☎33-1011)へ



敷波美保／  
気象キャスター



## 催し マイタイムライン講習会

気象キャスターを招き、水害に備えるための事前防災行動計画(マイタイムライン)を作成します。詳細は、市ホームページをご覧ください。

- 対 市内在住の方
- 日 2月4日(土) 午前10時～正午
- 場 勤労者福祉センター 大会議室
- 定 先着50人
- 料 無料
- 申・問 1月10日(火)～20日(金)に電話で消防防災課 (本別1 ☎33-1191 ☎33-1011)へ



鈴木智恵／  
気象キャスター



## 催し 成長期の子どものスポーツと健康に関する講演会

成長期の子どものスポーツに伴う健康問題とジェンダー平等について、ジュニアアスリート外来の医師が話します。



- 対 スポーツをしている子ども、保護者、指導者等
- 日 1月21日(土) 午後1時30分～3時
- 場 総合体育館 大会議室
- 定 先着40人
- 講 師田悠氏／信州大学医学部小児科医
- 持 筆記用具
- 申・問 パレア松本 (☎39-1105 ☎37-1153 ☎kyousei@city.matsumoto.lg.jp)へ

## 催し スマホ体験講習会

スマートフォンの基本的な使い方を、体験しながら楽しく学びます。※体験用スマートフォンを貸し出します。



- 対 市内在住・在勤・在学の方
- 日 ①1月13日(金) 午後1時30分～3時30分 ②1月27日(金) 午前10時～正午 ③2月10日(金) 午後1時30分～3時30分
- 場 ①城北公民館 ②笹賀公民館 ③岡田公民館
- 定 各10人 料 無料
- 申 電話で会場の公民館へ
- 問 城北公民館 (☎38-0120)、笹賀公民館 (☎58-2046)、岡田公民館 (☎46-2313)

お知らせ

相談

募集

催し

スポーツ

健康・福祉

美術館

博物館

広告

開催総数  
第268回

一人暮らし、夫婦世帯「老後の生き方セミナー」

## 親族に頼らず生きていく選択

私たち日本よりそい家族会は、ご家族・ご親族の役割を担う支援を行っている団体です。公正証書を含めた会員契約を結び、入院・福祉施設等での身元保証、生活支援や緊急時の対応から葬儀・納骨・死後の諸手続き等、専門スタッフ(弁護士・司法書士・行政書士など)と協働し、支援を行っています。日々の支援活動の中から事例をもとに課題と対策をお伝えしています。

医療・福祉・介護・行政機関または、身元保証等でお困りの主に高齢者からのご相談も受け付けています。

セミナー開催

※新型コロナの影響で内容が変更・中止になる可能性があります。

1月19日(木) [受付]午後1時30分 [時間]午後2時～4時

松本市勤労者福祉センター  
3-2 会議室(3階)

■資料代/300円 ■定員/11名  
◎1月26日(木) 個別相談会開催

NPO法人 **日本よりそい家族会** 本部/上田市中央西2丁目6-7「グリーンビル」1F-2 支所/長野市・松本市・高崎市・宇都宮市

**【要予約】0268-75-8851** 平日10:00～17:00

## 催し トライあい・松本主催講座

市内在住・在勤の方(応募多数の場合は抽選)



場 トライあい・松本料理実習室

定 10人

申・問 1月23日(月)までに窓口・電話・ホームページからトライあい・松本(☎35-6285 ㊟35-6344)へ

【おいしい珈琲の淹れ方講座】全2回

日 2月8日(水)・15日(水)

午前10時～正午

¥ 2,300円

講 赤羽美氏/コーヒーマイスター

託 4人。1歳以上未就園児。300円/回

【手作りパン講座】

日 2月25日(土)

午前9時30分～午後1時

¥ 1,500円

講 小沢栄子氏/JHBS師範

## 催し 発掘された松本2022 ～松本市遺跡発掘報告会～

令和4年に行われた発掘調査の成果を、各現場担当者が報告します。



日 2月11日(祝) 午後1時～4時

場 Mウイング 6階ホール

定 先着120人

¥ 無料

申 1月31日(火)午前9時から電話で文化財課埋蔵文化財担当(☎85-7064 ㊟86-9189)へ

## スポーツ教室

今月の教室は、各ホームページをご覧ください。お問い合わせください。



総合体育館  
 ☎32-1818  
 ㊟36-9394



ラーラ松本  
 ☎48-1110  
 ㊟48-1355



柔剣道場・弓道場  
 ☎36-0834  
 ㊟50-6613

## 催し 文書館活用講座

文書館を活用するための方法を解説します。また、普段は見ることのできない文書庫などのバックヤードツアーも行います。

対 松本の歴史資料に関心のある方

日 1月14日(土)

午後1時30分～3時00分

場 文書館 講義室

定 15人 ¥ 無料

講 木曾寿紀/文書館専門員

申・問 電話で文書館(☎28-5570 ㊟24-2110)へ

## 催し まつもと「城のまち」 フードドライブ

NPO法人フードバンク信州では、食品ロスの削減と生活困窮者支援のため、家庭で不要になった食品を集めます。

日 1月19日(木) 午前10時～午後1時

場 市役所東庁舎1階

●寄付いただきたい食品＝カップ麺、缶詰、レトルト食品、乾麺、お米など保存できる食品で、次の条件を満たすもの。

○賞味期限が明記され、1カ月以上あるもの

○未開封のもの

○日本語表記のあるもの

○お米は2021年産以降のもの

問 環境・地域エネルギー課(東4)

☎34-3268 ㊟34-3202

## 催し 第6回文書館講座 公文書管理法と松本市文書館

当館所蔵の文書等を紹介しながら、公文書管理法の内容と文書館の現状について考えます。当日は企画展示も行います。

日 1月28日(土)

午後2時～3時30分(1時30分から受け付け)

場 文書館 講義室

定 36人

¥ 無料

講 木曾寿紀/文書館専門員

申・問 1月21日(土)午前9時から文書館(☎28-5570 ㊟24-2110)へ

## スポーツ パラ☆スポフェスティバル

車いすレーサー・バイスキーの試乗、パラスポーツ用具の展示や、協力企業による健康に関するベジチェック等のブースも出展予定です。

対 小学生以上

日 1月22日(日)

午後0時30分～3時30分

場 総合体育館

持 室内用運動靴、飲み物、タオル、マスク

申 不要

問 スポーツ推進課(☎45-9512 ㊟45-1024)

広告

FRONTIER SPIRIT  
 空き家の相談 ✓ 不用品片付け ✓ 家の解体 ✓

\そのお悩み/  
**フロンティア・スピリット**  
 にお任せください!

空き家  
売却・賃貸

家の  
解体

不用品  
片付け

☎ 0263-40-0530

8時～17時 担当 | 木村  
 [第2土・日・祝日休]

松本市空き家バンク登録事業者です  
 本社 | 松本市大字和田 4709

ソライエ信州  
 web.f-spirit.jp



※新型コロナウイルス感染症の影響で「情報チャンネル」に掲載している内容が変更・中止になる場合があります。催しなどに参加する際は、マスクの着用など、感染症予防の徹底をお願いします。

# 情報チャンネル

## スポーツ ボッチャ競技大会

パラ☆スポフェスティバル内でボッチャ競技大会を開催します。 ※個人でもチームでも出場可



小学生以上、市内在住・在学・在勤の方優先

1月22日(日)

午後0時30分～3時30分

総合体育館 定 16チーム

電子申請、電子メール、電話、ファクスでスポーツ推進課 (☎45-9512 ㊟45-1024 ㊠ taiiku@city.matsumoto.lg.jp) へ

## 健康福祉 強度行動障がい者住宅整備事業

令和4年度から、強度行動障がい者の介護者の負担軽減を図ることを目的として、住宅整備事業が始まりました。詳細は、障がい福祉課のケースワーカーにご相談ください。

65歳未満の行動障害の強い方、かつ前年の所得税が8万円以下の世帯の方

●補助額=90万円

●自己負担金=当該補助対象者の住宅の改修に要する経費の1割 ※改修費が100万円を超えた部分は全額自己負担

●補助対象工事=強度行動障がい者の日常生活および介護者の負担軽減を図るために必要な住宅整備、または改修

障がい福祉課 (東1 ☎34-3212 ㊟36-9119 ㊠ s-fukusi@city.matsumoto.lg.jp)

## スポーツ 市民スポーツ大会冬季大会 スキー競技会の参加者募集

市内在住・在勤・在学の方



●大会=2月26日(日)

●開催場所=野麦峠スキー場 (チャンピオンⅡコース)

¥ 小・中学生/150円 高校・一般/400円

申・㊠ 2月8日(水)までに、松本市スポーツ協会 (☎32-7056 ㊟32-7452) の窓口、またはホームページから ※電話での申し込みは不可

## 美術館 館長アートレクチャー よみなおし日本美術史

小川稔館長が日本美術を時代、テーマごとに解説します。



今回は、江戸時代前期の絵画・工芸に関する2講座を開催します。各回独立した内容なので、ご希望の内容にご参加ください。

① 1月21日(土)さまざまな絵画流派—アカデミズムと逸脱

② 1月28日(土)江戸前期の工芸と茶の湯—「きれいさび」の時代

美術館 講座室・市民アトリエ

定 先着35人 (要申し込み)

¥ 無料

講 小川稔/松本市美術館館長

申・㊠ 1月6日(金)午前9時から二次元コード、または美術館 (☎39-7400 ㊟39-3400) へ

## 美術館 梓川アカデミア館催事情報

【人権啓発ポスター展】

市内の小・中学生が任意で作成した人権啓発ポスターの作品展 (83点を展示) です。

1月4日(水)～15日(日) 午前9時～午後5時 (最終日は正午まで)

場 ギャラリー

㊠ 梓川アカデミア館 (☎78-5000 ㊟78-5101)

【スキスギテストキ

—ザワメキアート展2022—】

独自の創作物を生み出す人々の作品を紹介する「ザワメキアート展」を、さまざまな分野で活躍するゲストキュレーター企画のもと開催します。

1月20日(金)～29日(日)

午前10時～午後5時

場 ギャラリー 定 無料

㊠ ザワメキサポートセンター (☎026-217-0022)



YouTube

### 『松本のシンカ』


絶賛配信中!



●問い合わせ 秘書広報室 (本2 ☎34-3271 ㊟35-2030)

市政情報など、タイムリーで役立つ情報を不定期で発信しています。

**チャンネル登録お願いします!**



歳のせいにしてあきらめないで下さい! お気軽に相談下さい

クスリに頼らず、いつまでも**元気**に


首 肩 腰 膝の痛み 猫背などの姿勢不良 睡眠障害 自律神経失調症

痛くない 整体

整体院 期間限定 初回 6,800円 → 3,900円(税込)

つぼ屋 ☎080-5144-1037

松本市女鳥羽3-5-24ドミール女鳥羽102



お知らせ

相談

募集

催し

スポーツ

健康・福祉

美術館

博物館

美術館

## 美術館ギャラリー等展覧会情報

※入場無料。詳細は、各問い合わせ先へ

| 事業名等                       | 会期                           | 会場                    | 問い合わせ                         |
|----------------------------|------------------------------|-----------------------|-------------------------------|
| 第15回信州国展                   | 1月5日(木)～9日(祝)                | 市民ギャラリー A・B<br>多目的ホール | 上條<br>☎0263-52-3127           |
| 松本第一高校美術工芸系統<br>生徒作品展      | 1月12日(木)～15日(日)              | 市民ギャラリー A・B           | 夏目<br>☎0263-46-0555           |
| 第21回美術館友の会<br>会員作品展        | 1月18日(水)～29日(日)<br>※23日(月)休館 | 市民ギャラリー A・B<br>多目的ホール | 田中<br>☎090-6791-3534          |
| 第24回テレビ松本<br>小・中学生立体アート作品展 | 2月1日(水)～5日(日)                | 市民ギャラリー A・B           | 株式会社テレビ松本ケーブルビジョン<br>☎35-1008 |

## 博物館 イベント情報

各詳細は、博物館ホームページをご覧ください▶



### はかり資料館 ☎・☎36-1191

#### 【はかり資料館の無料開館のお知らせ】

松本あめ市にあわせ、はかり資料館を無料開館します。

☎ 1月8日(日) 午前9時～午後5時 (入館は午後4時30分まで)

### 窪田空穂記念館 ☎48-3440 ☎48-4287

#### 【冬季文化講座『冬日ざし』】

①窪田空穂と和田堰 ②松本の武士のくらし  
③生家であったかコンサート ④窪田空穂と植村正久

☎ ①2月4日(土) ②2月11日(祝) ③2月18日(土)  
④2月25日(土) いずれも午後1時30分～3時

場 窪田空穂生家 (窪田空穂記念館向かい側)

定 20人 料 無料

講 ①上條宏之氏/前長野県短期大学学長・信州大学  
名誉教授 ②後藤芳孝氏/まつもと文化遺産保存  
活用協議会会長 ③嘉納雅彦氏/チェロ奏者  
④大澤秀夫氏/鈴蘭幼稚園理事長

申 いずれも1月6日(金)午前9時から電話で当館へ

### 馬場家住宅 ☎・☎85-5070

#### 【東山山麓の御柱見学会】

松本市重要無形民俗文化財にも指定されている「内田のおんべ祭り」の他、内田地区周辺で行われる御柱行事を徒歩で見学します。

☎ 1月14日(土) 午後1時～4時

定 10人

料 310円

申 1月8日(日)午後5時までに電話で当館へ

### 山と自然博物館 ☎・☎38-0012

#### 【冬の野鳥観察会】

対象 小学生以上の子どもと保護者、大人一般

☎ 2月4日(土) 午前9時～11時

場 アルプス公園園路

定 15人

料 無料

講 丸山隆氏/元信州野鳥の会会長

申 1月6日(金)午前9時から電話で当館へ

広告

あなたの「学びたい」を応援します

1科目だけでも  
学べます

4月入学生募集中!

出願期間 3月14日(火)まで

手軽で 自由で 経済的

放送大学

お問い合わせ  
資料の請求は

長野学習センター  
諏訪市諏訪1-6-1 アーク諏訪3階  
☎ 0266-58-2332



2023年

# 2月の相談日

1月の相談日は「広報まつもと」12月号に掲載しています。

★は市ホームページからも申し込み可▶



相談は無料です。お問い合わせは、各会場または申込先へ。 ※新型コロナウイルス感染症の影響で内容が変更・中止になる場合があります。

●専門相談 ※専門の相談員が対応します。弁護士相談は松本市民が対象で、初回優先です。

| 分野             | 相談名                | 日時                         | 会場                          | 申し込み   |      |
|----------------|--------------------|----------------------------|-----------------------------|--|------|
| 法律・相続・離婚・契約 他  | 弁護士相談(15分)★        | 8日(水)午後1時～5時               | 市民相談室                       | 2月1日(水)午前9時から ☎32-0001(先着14人)                    |      |
|                |                    | 15日(水)午後1時～3時              |                             | 2月1日(水)午前9時から ☎32-0001(先着7人)                     |      |
|                |                    | 22日(水)午後1時～5時              |                             | 2月1日(水)午前9時から ☎32-0001(先着14人)                    |      |
|                | 女性のための弁護士相談        | 14日(水)27日(月) 午後1時30分～3時30分 | 女性センターパレア松本                 | 2月7日(水)午前9時から ☎39-1105(各日先着4人)                   |      |
| 司法書士法律相談(30分)★ | 21日(水)午前10時～午後3時   | 市民相談室                      | 2月20日(月)までに ☎32-0001(先着16人) |  |      |
| 税金             | 税理士税務相談(30分)★      | 8日(水)午前10時～正午              | ※電話相談のみ                     | 2月7日(水)までに ☎32-0001(先着4人)                        |      |
| 手続き・書類作成       | 行政書士相談(30分)        | 14日(水)午後1時～3時              | 市民相談室                       | 2月10日(金)までに長野県行政書士会中信支部 ☎87-3798                 |      |
| 特許・発明・知的財産権    | 知的財産権相談(1時間程度)     | 16日(水)午後1時～4時              |                             | 2月14日(水)までに長野県発明協会 ☎026-228-5559                 |      |
| 障害年金           | 社会保険労務士障害年金相談(30分) | 17日(金)午後1時～3時              |                             | 2月14日(水)までに長野県社会保険労務士会中信支部 ☎75-7616              |      |
| 住宅設計           | 住宅の設計に関する相談(30分)   | 15日(水)午後1時～3時              |                             | 2月10日(金)までに長野県建築士事務所協会 ☎35-3302                  |      |
| 土地・建物の登記       | 土地家屋調査士相談(30分)     | 10日(金)午後1時～3時              |                             | 2月8日(水)までに長野県土地家屋調査士会松本支部 ☎36-1590 ※受付時間 午前9時～正午 |      |
| 不動産評価          | 不動産評価等相談           | 17日(金)午前10時～正午             |                             | 2月15日(水)までに長野県不動産鑑定士協会 ☎026-225-5228             |      |
| 遺言・公正証書        | 公証相談               | 9日(水)午後1時～3時               |                             |  |      |
| 市・県・国に関する相談    | 行政相談               | 24日(金)午前10時～正午             |                             |  | 予約不要 |

※行政相談は、四賀・安曇・奈川・梓川・波田の各支所でも行っています。日程は、各支所へお問い合わせください。

●その他の相談 ※日時の記載がない場合は、月～金の午前8時30分～午後5時15分です。

| 分野        | 相談名                                    | 日時・会場・問い合わせ  | 分野                                     | 相談名   | 日時・会場・問い合わせ  |  |
|-----------|--|--|--|---|--|--|
| 生き方・心     | 女性相談                                   | こども福祉課 ☎33-4767  | 外国人                                    | ポルトガル語相談<br>Consulta em português   | 月～金 午前9時30分～午後3時30分<br>市民相談課 ☎33-0001<br>Segunda à Sexta-feira Das 9:30 às 15:30h<br>Departamento de Consulta aos Cidadãos |  |
|           | 男性相談                                   | こども福祉課 ☎33-4767<br>電話相談 第2・3・4火 午後5時～8時<br>パレア松本(Mウイング内) ☎37-1587  |  | 外国人なんでも相談   | 月・火・水・金曜日は午前10時～午後6時30分、<br>木曜日は午前10時～午後9時、土曜日は午前9時～午後5時<br>多文化共生プラザ(Mウイング内) ☎39-1106                                      |  |
|           | 心と生き方の相談                               | 電話相談 火、金、第1・3水 午前9時～正午<br>パレア松本(Mウイング内) ☎39-1105<br>面談相談 ※要予約<br>パレア松本(Mウイング内) ☎39-1105  |  | 行政書士相談  | 毎月第2木曜日 午後1時～4時<br>Mウイング3階 長野県行政書士会中信支部 ☎87-3798   |  |
| 心と体の健康    | 健康相談                                   | 健康づくり課 ☎34-3217<br>月～金 午前9時～正午 午後1時～5時<br>※来所のみ要予約<br>各保健センター(中央保健センターは、第2・4水曜日休み) [中央 ☎39-1119、南部 ☎27-3455、西部 ☎92-8001、北部 ☎38-7677] | 成年後見                                   | 成年後見制度に関する相談  | 障がい福祉課 ☎34-3212<br>高齢福祉課 ☎34-3214, 34-3237   |  |
|           | 自殺予防専用相談                               | 月～金 午前9時～午後5時15分<br>いのちのきずな松本 ☎34-3600   |  | 成年後見制度相談会   | 28日(水)午後1時30分～4時 高齢福祉課相談室<br>※要予約 2月27日(月)までに高齢福祉課 ☎34-3237  |  |
|           | 精神保健相談                                 | 面談相談 ※要予約<br>松本市保健所保健予防課 ☎40-0701  |  | 弁護士・司法書士による専門相談   | 火 午後1時～4時 ※要予約<br>成年後見支援センター-かけはし<br>梓川支所2階 ☎88-6699   |  |
|           | 風しん抗体検査                                | ※要予約<br>松本市保健所保健予防課 ☎40-0702   |  | 福祉・介護・ボランティア  | 介護相談   | 介護110番 ☎39-1165<br>各地域包括支援センター[北部 ☎87-0231、東部 ☎36-3703、中央 ☎31-0022、中央北 ☎34-8511、中央南 ☎55-3320、中央西 ☎38-3310、南東部 ☎85-7351、南西部 ☎27-5138、南西部 ☎50-7858、河西部 ☎48-6361、河西部西 ☎47-0294、西部 ☎87-1572] |
|           | エイズ・性感染症相談及び検査                         | 匿名面談相談および検査 ※要予約<br>松本市エイズ相談電話 ☎40-0703  |  |   | 障害福祉相談   | ぴあねっと・まつもと(総合社会福祉センター内) ☎27-7211、Wish(なんぶくプラザ内) ☎26-1313 月～金 午前9時～午後5時   |
| 職業・労働相談   | 水 午前9時～午後5時<br>予約優先 勤労者福祉センター ☎35-6286 | 生活困窮・就労相談  | 松本市生活就労支援センター「まいさば松本」(市民相談課内) ☎34-3041 |   |  |  |
| 職業・労働     | 生活・労働相談                                | ユニオンサポートセンター ☎39-0021<br>18日(土)午前10時～正午 弁護士相談  | その他                                    | 一般相談(生活全般)  | 市民相談室 ☎32-0001   |  |
|           | 若者お悩み相談室<br>若者職業なんでも相談                 | 青少年ホーム ☎26-1083 ※要予約<br>4日(土)午前10時～午後2時、17日(金)午後1時～5時 労政課 ☎35-6286 ※要予約  |  | 人権相談  | 長野県方法務局松本支局 ☎32-2571   |  |
|           | 勤労者心の健康相談                              | 2日(水)午前8時30分～11時30分、13日(月)・27日(月) 午後1時～4時、9日(水)・16日(水)午後1時～5時 労政課 ☎35-6286 ※要予約  |  | 部落差別に関する相談  | 7日(水)・21日(水)午前10時～午後3時<br>人権教育集会所 ☎86-3311   |  |
|           | ひとり親相談・児童相談                            | こども福祉課 ☎33-4767  |  | 消費生活相談  | 月～金 午前8時30分～午後5時<br>松本市消費生活センター ☎36-8832   |  |
|           | 子どもの権利相談                               | 月～土 午後1時～6時(金のみ～8時)、こころの鈴(子どもの権利相談室) ☎0120-200-195<br>あるぶキッズ支援室(なんぶくプラザ内) ☎24-1235   |  | 市民活動・プラチナ世代の相談  | 市民活動サポートセンター ☎88-2988  |  |
| 家庭・こども・育児 | 発達相談                                   | 家庭児童相談室(こども福祉課内) ☎33-4767、子ども子育て安心ルーム(各こどもプラザ内) 筑摩 ☎29-3400、南郷 ☎32-6315、小宮 ☎47-8310、波田 ☎91-3113                                      | 結婚相談                                   | 四賀支所2階(月・火・木) ☎64-3111 ※祝日除く<br>出張結婚相談 ☎64-3111 ※予約優先<br>第2・4土 午前9時30分～午後4時<br>市民活動サポートセンター 会議室 |  |  |
|           | 子育て相談                                  | 青少年ホーム ☎26-1083 ※要予約   | 交通事故相談                                 | 交通事故相談所(松本合同庁舎内) ☎40-1949   |  |  |
|           | 青少年相談                                  | こども育成課 ☎34-3183<br>月～金 午前10時～午後5時  | 医療相談                                   | 医療安全支援センター ☎40-0800   |  |  |
|           | まちかど保健室                                | 水 午前10時～午後5時<br>金 午前10時～午後4時<br>あがたの森文化会館青少年の居場所 ☎34-3291  |  |   |  |  |
|           | 子どもの支援・相談スペース                          | 水・金 午後1時～5時 はぐルッポ(子どもの支援・相談スペース) ☎31-3373  |  |   |  |  |



マイナンバーカードを  
お持ちの方へ

# マイナポイントをもらおう!

●問い合わせ まつもとマイナポイントコールセンター (☎32-8129)

松本市 まつもとマイナポイント

5,000ポイント  
(19~25歳の方はさらに10,000ポイント)

申込期限: **2月15日(水)**



市ホームページ

国 マイナポイント第2弾

最大20,000ポイント

申込期限: **2月末**

(12月16日現在) 国ホームページ



マイナンバーカードを  
これから  
受け取る方へ

# 休日も受け取れます!

●問い合わせ

市民課 (東庁舎 1階 ☎31-3567 ☎37-0125)

マイナンバーカード西部臨時交付窓口 (情報創造館庁舎 2階 ☎88-8856)

マイナンバーカード南部臨時交付窓口 (イオン南松本店 2階 ☎88-7478)



※12月29日~1月3日は休み

| 交付窓口               | 時間               | 1/7<br>(土) | 8<br>(日) | 9<br>(祝) | 14<br>(土) | 15<br>(日) | 21<br>(土) | 22<br>(日) | 28<br>(土) | 29<br>(日) | 2/4<br>(土) | 5<br>(日) | 11<br>(祝) | 12<br>(日) |
|--------------------|------------------|------------|----------|----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|------------|----------|-----------|-----------|
| 市民課<br>【予約不要】      | 午前9時~<br>午後3時    | ○          | -        | -        | ○         | -         | ○         | -         | ○         | -         | ○          | -        | ○         | -         |
| 西部臨時交付窓口<br>【予約優先】 | 午前9時~<br>午後4時30分 | ○          | -        | ○        | ○         | -         | ○         | -         | ○         | -         | ○          | -        | ○         | -         |
| 南部臨時交付窓口<br>【予約優先】 | 午前9時~<br>午後4時30分 | ○          | ○        | ○        | ○         | ○         | ○         | -         | ○         | ○         | ○          | ○        | ○         | ○         |

# デジタル版「広報まつもと」は 全ページカラー

●問い合わせ 秘書広報室 (本庁舎 2階 ☎34-3271 ☎35-2030)

広報まつもとのデジタル版 (カタログポケット、ホームページ) では、全ページカラーで掲載しています。ぜひご覧ください。

特に、カタログポケットでは、**文字の拡大**や、QRをクリックするだけで**ホームページにアクセス**できるなど、便利な機能が盛りだくさんです。**デジタルだけの特典**がある月もあります。詳細は、市ホームページをご覧ください。



市ホームページ

松本市の人口 ● 236,550人 (前月比-12人) <男115,937人 (前月比-43人) 女120,613人 (前月比+31人)>  
世帯数108,443世帯 (前月比-15世帯) ● 令和4年12月1日現在

発行 ● 松本市 編集 ● 総合戦略局 秘書広報室 〒390-8620 長野県松本市丸の内3番7号 TEL. 0263-34-3271

URL ● <https://www.city.matsumoto.nagano.jp/> ● 本紙に掲載されている広告主および広告内容については松本市が推奨等をするものではありません。  
印刷 ● 電算印刷株式会社 ● この印刷物は再生紙を使用しています。 ● 毎月1日に発行

— 広告欄 ※ 広告掲載に関するお問い合わせは秘書広報室 (☎34-3271 ☎35-2030) へ —

広告

## ご存じですか? 職業病の救済制度

退職後の方でも休業補償や一時金などが支給され、治療費も補償されます。事業所が廃業していたり、退職後年数が経過している場合でも申請可能です。

労災で休業補償が給付されます

**じん肺・アスベスト**

朝起きると咳や痰が出る、息切れがする

**振動障害(白ろう病)**

手や腕のしびれ、痛み、こわばり、冷え



**建設アスベスト給付金制度**

石綿吹付や建設屋内作業に従事され、アスベスト関連疾患の診断を受けた方には、国から最大1300万円の給付金が支給される可能性があります。

※一人親方・中小事業主も対象



長年症状にお悩みではないですか?

労災申請のお手伝いや医療機関のご紹介などをいたします

無料相談ダイヤル ローサイ ナヤミ ☎0120-631-783

相談受付 (平日) 10:00 ~ 16:00  
✉ ctgmatsu@po.mcci.or.jp

**建交労** 労災職業病相談センター  
〒390-0817 松本市市上12-21